ソリマチ株式会社との契約内容について

au じぶん銀行株式会社（以下、「当社」といいます。）は、2018 年 6 月 1 日に施行された「銀行法等の一部を改正する法律」に基づき、ソリマチ株式会社（以下、「電子決済等代行業者」といいます。）との API 接続及びスクレイピング（以下、「API 接続等」といいます。）に係る契約内容の一部を公表いたします。

お客さまに損害が生じた場合における当該損害についての当社と電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項

電子決済等代行業者は、API 接続等にて取得した情報を利用し、電子決済等代行業者が提供するサービス（以下、「本サービス」といいます。）に関してお客さまに損害が生じたときは、速やかにその原因を究明し、本サービスの利用規約に基づき賠償又は補償が不要となる場合を除き、本サービスの利用規約に従い、お客さまに生じた損害を賠償又は補償します。

電子決済等代行業者が取得したお客さまに関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置・電子決済代行業者が当該措置を行わない場合に当社が行うことができる措置に関する事項

(1) 電子決済等代行業者は、API 接続等により当社から取得した利用者情報を、個人情報保護法その他の法令、ガイドライン等を遵守し、かつ本サービスの利用規約に従って取り扱うものとします。

(2) 電子決済等代行業者は、本サービスに関し、コンピュータウイルスへの感染防止、第三者によるハッキング、改ざん又はその他のネットワークへの不正アクセス又は情報漏洩等を防止するために必要なセキュリティ対策を、電子決済等代行業者の費用と責任において行うものとします。

(3) 当社は、電子決済等代行業者における利用者情報の取扱いが、適正な取扱い若しくは安全管理又は法令等遵守の観点から問題があると客観的かつ合理的な事由により判断するときは、電子決済等代行業者に対して改善を求めることができ、合理的な期間内に改善が十分になされていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、電子決済等代行業者に事前に通知した上で、API 接続等の停止を求めることができます。 但し、当社は、電子決済等代行業者における利用者情報の取扱いが、

適正な取扱い若しくは安全管理又は法令等遵守の観点から高度に問題があると客観的かつ合理的な事由により判断するときは、改善を求めることを経ずに、電子決済等代行業者へ事前通知を行うことなく、API 接続等の停止を求めることができます。

電子決済等代行業者再委託者の業務に関して当該電子決済代行業再委託者が取得した利用に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために電子決済等代行業者が行う措置・電子決済代行業者が当該措置を行わない場合に当社が行うことができる措置に関する事項

(1) 電子決済等代行業者は、電子決済等代理業者再委託者に対して利用者情報を提供する場合、電子決済等代行業者が当社に負う利用者情報の適正な取扱い及び安全管理に関する義務と同等の義務を負わせ、電子決済等代理業者再委託者の費用と責任においてこれを遵守させます。

(2) 電子決済等代行業者は、電子決済等代理業者再委託者に対し、当該電子決済等代理業者再委託者のセキュリティ、利用者保護、利用者情報の適正な取扱い及び安全管理のために、電子決済等代理業者再委託者との間で連鎖接続の方法及び内容に関して契約を締結し、必要に応じて報告を求め、指導又は改善を行います。

(3) 当社は、電子決済等代理業者再委託者に上記(1)に規定する義務の不履行があり、又は、電子決済等代行業が上記(2)に規定する電子決済等代理業者再委託者に対するかかる指導若しくは改善を適切に行っていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、電子決済等代行業者に当該電子決済等代理業者再委託者との連鎖接続の停止を求めることができるものとし、又は電子決済等代行業者が相当期間内に当該電子決済等代理業者再委託者との連鎖接続を停止しない場合には API 接続等の制限若しくは停止を求めることができるものとします。